

高取町地域防災計画

(資料編)

令和 6 年度修正

高取町防災会議

目 次

1	災害対策本部関係	1
1-1	高取町災害対策本部条例	3
1-2	災害対策本部組織図	4
1-3	災害対策本部会議の構成及び協議事項	5
1-4	高取町災害対策本部の担当課一覧	6
1-5	配備体制区分表	7
1-6	高取町災害対策本部の編成及び事務分掌	9
1-7	連絡系統図	17
2	消防関係	19
2-1	消防力の現況	21
3	被害状況関係	23
3-1	災害概況即報（第4号様式（その1））	25
3-2	被害状況即報（第4号様式（その2））	28
3-3	被害報告基準	30
3-4	災害年報（第3号様式）	33
3-5	応急被災状況報告書	35
3-6	被害状況調査書	36
3-7	被害状況調査報告書	39
3-8	参集途上における被災状況報告書	45
3-9	災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表	46
3-10	障害物除去の状況	50
4	輸送関係	51
4-1	緊急通行車両等確認申出書	53
4-2	標章及び緊急通行車両確認証明書	54
4-3	規制除外車両事前届出書	55
4-4	町における自動車保有状況	56
5	被害状況関係	59
5-1	医療機関名一覧	61
5-2	指定文化財一覧	62
6	飲料水・食料・生活必需品関係	63
6-1	給水機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿	65
6-2	飲料水の供給簿	66
6-3	炊出し、その他による食品給与物品受払簿	67
6-4	炊出し給与状況	68
6-5	物資受払簿	69
6-6	被服、寝具その他生活必需品の給与状況	70
7	災害時応援関係	71
7-1	災害時における物資供給等に関する協定書	73

7-2	災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定書	78
7-3	災害時等におけるLPガスの優先供給に関する協定書	80
7-4	災害時等の応援に関する協定書	84
7-5	災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定書	86
7-6	福祉避難所の設置運営に関する協定書	87
7-7	災害時における復旧支援協力に関する協定	90
7-8	大規模災害時における道路啓開や停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等に関する覚書	92
7-9	災害に係る情報発信等に関する協定書	95
7-10	高取町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	97
7-11	災害時における協力体制に関する協定書	100
7-12	大規模災害時における御棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定書	102
7-13	橿原市、高取町及び明日香村における防災力向上のための相互応援協定	108
7-14	奈良県消防広域相互応援協定書	111
7-15	公用令書	114
7-16	県への応援要請様式	120
8	避難関係	121
8-1	防災行政無線等の伝達文例	123
8-2	指定緊急避難場所一覧	124
8-3	指定避難所一覧	125
8-4	指定避難所・指定緊急避難場所の位置図	126
8-5	避難行動要支援者名簿（個別計画）様式例	127
8-6	指定避難所開設台帳	128
8-7	避難所用物資受払簿	131
8-8	避難所設置及び避難生活状況	132
8-9	危険区域内に位置する要配慮者利用施設	133
9	自衛隊派遣依頼関係	135
9-1	自衛隊の災害派遣要請申請書	137
9-2	自衛隊の撤収要請申請書	138
10	被災者支援関係	139
10-1	被災者生活再建支援制度の概要	141
10-2	被災者救出状況記録簿	143
10-3	被災者救出用機械器具燃料受払簿	144
10-4	住宅応急修理記録簿	145
10-5	応急仮設住宅建設予定地	146
10-6	応急仮設住宅台帳（建設型仮設住宅）	148
10-7	応急仮設住宅台帳（借上型仮設住宅）	149
10-8	入居誓約書	150
10-9	罹災証明書交付申請書及び罹災証明書	151

1 1	危険箇所関係.....	153
1 1-1	重要水防箇所一覧.....	155
1 1-2	各河川の洪水浸水想定区域図.....	156
1 1-3	砂防指定地一覧.....	162
1 1-4	土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧.....	163
1 1-5	山地災害危険地区一覧.....	164
1 1-6	防災重点農業用ため池一覧.....	167
1 2	医療・救護関係.....	169
1 2-1	医療品衛生材料受払簿.....	171
1 2-2	救護班活動状況.....	172
1 2-3	病院、診療所医療実施状況.....	173
1 2-4	衛生材料等受払簿.....	174
1 2-5	助産台帳.....	175
1 3	教育関係.....	177
1 3-1	学用品の給与状況.....	179
1 4	救急・救助関係.....	181
1 4-1	救助実施記録日計表.....	183
1 4-2	捜索用機械器具燃料受付簿.....	184
1 4-3	遺体処理台帳.....	185
1 4-4	埋葬台帳.....	186
参 考		187
参考-1	高取町防災会議条例.....	189

高取町部署別実施項目一覧表（令和6年度）

総則・災害予防計画			高取町																国		
通常時の課等			総務課	総合政策課	税務課	住民課	福祉課	保健センター	地域包括支援センター	まちづくり課	事業課	教育委員会	各班、関係各班、各課、関係各課	奈良県広域消防組合	奈良県広域消防組合高市消防署	高取町消防団	橿原警察署	警察機関	自衛隊		
●：主担当			頁																		
第1章 総則	第1節 計画の目的																				
	第1項 計画の目的	1-1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●									
	第2項 計画の修正	1-2	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●									
	第3項 計画の周知徹底	1-2	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●									
	第4項 計画の運用	1-2	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●									
	第5項 高取町国土強靱化地域計画との関係	1-2	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●									
	第2節 防災に関する基本方針（防災ビジョン）																				
	第1項 基本的理念	1-3	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●									
	第2項 基本目標	1-3	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●									
	第3項 行政の責務と町民の心がまえ	1-4	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●									
	第4項 防災施策の大綱	1-4	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●									
	第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱																				
	第4節 町民及び事業者の責務																				
	第1項 町民の果たすべき役割	1-16	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●									
	第2項 自主防災組織の果たすべき役割	1-16	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●									
	第3項 事業者の果たすべき役割	1-17	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●									
	第5節 地域の概要																				
	第1項 自然的条件	1-19	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●									
	第2項 社会的条件	1-20	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●									
	第6節 災害履歴、災害危険区域等																				
第1項 災害履歴	1-21	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●										
第2項 災害危険区域等	1-33	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●										
第7節 被害の想定																					
第1項 地震災害	1-35	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●										
第2項 風水害	1-41	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●										
第3項 その他の災害	1-43	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●										
第2章 災害予防計画	第1節 災害に強いまちづくり																				
	第1項 都市の防災機能の強化	2-1	●								●			●							
	第2項 建築物等の安全対策の推進	2-5									●										
	第3項 風水害予防対策の推進	2-7	●								●										
	第4項 土砂災害予防対策の推進	2-11	●								●										
	第5項 火災予防対策の推進	2-15	●											●							
	第6項 防災営農対策の推進	2-19								●											
	第7項 雪害予防対策の推進	2-21									●								●		
	第8項 文化財の保護対策の推進	2-22										●		●							
	第9項 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	2-23										●									
	第2節 災害に備えた防災体制の確立																				
	第1項 防災体制の整備	2-24											●								
	第2項 広域防災体制の確立	2-27	●												●						
	第3項 防災拠点及び防災資機材等の整備	2-30	●												●						
	第4項 研修・訓練等の実施	2-32	●				●				●	●			●	●					
	第5項 情報収集伝達体制の整備	2-35	●																		
	第6項 消防・救助・救急体制の整備	2-39												●	●	●					
	第7項 応急医療体制の整備	2-42						●													
	第8項 防疫体制の整備	2-44						●													
	第9項 緊急輸送体制の整備	2-45	●																		
	第10項 避難収容体制の整備	2-48	●				●					●									
	第11項 二次災害防止体制の整備	2-59									●										
	第12項 緊急物資確保体制の整備	2-60	●								●										
	第13項 廃棄物処理体制の整備	2-63					●														
	第14項 火葬場等の確保	2-64					●														
	第15項 応急住宅等供給体制の整備	2-65									●										
第16項 ライフライン確保体制の整備	2-66									●											
第17項 交通確保体制の整備	2-79									●											
第18項 防災営農対策の推進	2-80									●											
第19項 孤立集落対策	2-81	●																			
第20項 罹災証明書発行体制等の整備	2-82	●												●							

関係機関

県

県教育委員会

公共職業安定所

中和保健所

電力、ガス各事業者

ライフライン事業者

事業者等

道路管理者

鉄道施設管理者

文化財所有者・管理者

施設管理者

自主防災組織

自治会

地元自治会役員

避難支援者

各社福祉施設

高取町社会福祉協議会

農業協同組合

学校園長

飼養者

近畿日本鉄道株式会社

日本郵便株式会社

関係機関

総則・災害予防計画

通常時の課等

●：主担当

第1節 計画の目的

第1項 計画の目的

第2項 計画の修正

第3項 計画の周知徹底

第4項 計画の運用

第5項 高取町国土強靱化地域計画との関係

第2節 防災に関する基本方針（防災ビジョン）

第1項 基本的理念

第2項 基本目標

第3項 行政の責務と町民の心がまえ

第4項 防災施策の大綱

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第4節 町民及び事業者の責務

第1項 町民の果たすべき役割

第2項 自主防災組織の果たすべき役割

第3項 事業者の果たすべき役割

第5節 地域の概要

第1項 自然的条件

第2項 社会的条件

第6節 災害履歴、災害危険区域等

第1項 災害履歴

第2項 災害危険区域等

第7節 被害の想定

第1項 地震災害

第2項 風水害

第3項 その他の災害

第1節 災害に強いまちづくり

第1項 都市の防災機能の強化

第2項 建築物等の安全対策の推進

第3項 風水害予防対策の推進

第4項 土砂災害予防対策の推進

第5項 火災予防対策の推進

第6項 防災営農対策の推進

第7項 雪害予防対策の推進

第8項 文化財の保護対策の推進

第9項 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

第2節 災害に備えた防災体制の確立

第1項 防災体制の整備

第2項 広域防災体制の確立

第3項 防災拠点及び防災資機材等の整備

第4項 研修・訓練等の実施

第5項 情報収集伝達体制の整備

第6項 消防・救助・救急体制の整備

第7項 応急医療体制の整備

第8項 防疫体制の整備

第9項 緊急輸送体制の整備

第10項 避難収容体制の整備

第11項 二次災害防止体制の整備

第12項 緊急物資確保体制の整備

第13項 廃棄物処理体制の整備

第14項 火葬場等の確保

第15項 応急住宅等供給体制の整備

第16項 ライフライン確保体制の整備

第17項 交通確保体制の整備

第18項 防災営農対策の推進

第19項 孤立集落対策

第20項 権限証明書発行体制等の整備

第1章 総則

第2章 災害予防計画

[illegible]

[illegible]

災害応急対策計画・南海トラフ地震防災対策推進計画				高取町															
災害対策本部の部、関係機関 ●：主担当				本部事務局	総務班	教護厚生班		環境衛生班	施設資材班	教育委員会	各班、関係各班、各課、関係各課	奈良県広域消防連合	奈良県広域消防組合高市消防署	高取町消防団	橿原警察署	警察、消防、自衛隊等	自衛隊	国	
						防災情報係	広報・庶務係												避難係
				頁															
第3章 地震災害 応急対策計画	第1節 応急活動実施体制の確立																		
	第1項 防災組織	3-1																	
	第2項 組織体制	3-2																	
	第3項 配備・動員体制	3-6																	
	第4項 情報の収集・伝達	3-10	●	●															
	第5項 災害広報・広聴対策	3-21	●	●	●	●													
	第6項 広域応援等の要請・受入れ	3-24	●	●															
	第7項 自衛隊災害派遣の要請要求・受入れ	3-31	●	●					●						●				
	第8項 災害救助法の適用	3-36	●																
	第2節 初動期の応急活動																		
	第1項 要配慮者の支援	3-39			●	●		●											
	第2項 避難誘導	3-41	●			●		●	●						●	●	●		
	第3項 指定避難所の開設・運営	3-48	●	●															
	第4項 二次災害の防止	3-54	●				●	●	●		●				●				
	第5項 消火活動	3-58													●	●			
	第6項 救助・救急活動	3-62		●											●	●	●		
	第7項 医療救護活動	3-64	●			●													
	第8項 緊急輸送活動	3-67	●	●						●									
	第9項 交通規制	3-70	●		●						●							●	
	第10項 交通の確保	3-73	●	●							●								
	第11項 帰宅困難者対策	3-74	●	1		●	●												
	第3節 応急復旧期の活動																		
	第1項 緊急物資の供給	3-75	●		●	●					●								
	第2項 防疫・保健衛生活動	3-81	●			●													
	第3項 ライフラインの確保	3-84	●		●						●								
	第4項 交通の機能確保	3-97								●									
	第5項 建築物・住宅応急対策	3-99					●												
	第6項 農林関係応急対策	3-102		●						●									
	第7項 応急教育等	3-104						●				●							
	第8項 文化財災害応急対策	3-108							●										
	第9項 廃棄物の処理等	3-110	●						●										
	第10項 行方不明者の捜索及び遺体の処置・埋火葬等	3-113	●	●		●				●					●	●	●		●
	第11項 ボランティア等の自発的支援の受入れ	3-116	●		●	●													
	第12項 社会秩序の維持	3-119	●		●												●		
	第13項 愛玩動物の収容対策	3-120							●										
	第4節 警戒宣言発令時の対応																		
第1項 警戒宣言が発令されたときの基本方針	3-121										●								
第2項 警戒宣言情報等の収集・伝達	3-123		●																
第3項 警戒体制	3-124										●								
第4項 住民等への広報	3-125										●								
第4章 風水害等災害 応急対策計画	第1節 応急活動実施体制の確立																		
	第1項 防災組織	4-1									●								
	第2項 組織体制	4-2									●								
	第3項 配備・動員体制	4-6									●								
	第2節 災害警戒期の活動																		
	第1項 気象予報等の収集・伝達	4-10		●															
	第2項 水防活動	4-19		●					●						●				
	第3項 土砂災害等警戒活動	4-25		●					●										
	第4項 避難誘導	4-27	●			●		●	●						●	●	●		
	第3節 初動期の応急活動																		
	第1項 情報の収集・伝達	4-40	●	●								●							
	第2項 災害広報・広聴対策	4-50	●	●	●	●													
	第3項 広域応援等の要請・受入れ	4-53	●	●															
	第4項 自衛隊災害派遣の要請要求・受入れ	4-60	●	●						●					●				
	第5項 災害救助法の適用	4-65	●																
第6項 要配慮者の支援	4-68			●	●		●												
第7項 指定避難所の開設・運営	4-70	●	●		●														

関係機関																				災害応急対策計画・南海トラフ地震防災対策推進計画									
県				事業者等		管理者			地域の組織			各社福祉施設	高取町社会福祉協議会	農業協同組合	学校園長	飼養者	近畿日本鉄道株式会社	日本郵便株式会社	関係機関	災害対策本部の部、関係機関 ●：主担当									
県	県教育委員会	奈良労働局	公共職業安定所	中和保健所	電力、ガス各事業者	ライフライン事業者	事業者等	道路管理者	鉄道施設管理者	文化財所有者・管理者	施設管理者	自主防災組織	自治会	地元自治会役員	避難支援者														
																				第1節 応急活動実施体制の確立									
																				第1項 防災組織									
																				第2項 組織体制									
																				第3項 配備・動員体制									
																				第4項 情報の収集・伝達									
																				第5項 災害広報・広聴対策									
																				第6項 広域応援等の要請・受入れ									
																				第7項 自衛隊災害派遣の要請要求・受入れ									
																				第8項 災害救助法の適用									
																				第2節 初期期の応急活動									
																				第1項 要配慮者の支援									
											●	●		●	●					第2項 避難誘導									
											●	●	●							第3項 指定避難所の開設・運営									
●					●						●									第4項 二次災害の防止									
																				第5項 消火活動									
												●								第6項 救助・救急活動									
													●							第7項 医療救護活動									
								●												第8項 緊急輸送活動									
								●												第9項 交通規制									
								●	●											第10項 交通の確保									
					●															第11項 帰宅困難者対策									
												●	●							第3節 応急復旧期の活動									
					●															第1項 緊急物資の供給									
						●														第2項 防疫・保健衛生活動									
							●													第3項 ライフラインの確保									
								●	●											第4項 交通の機能確保									
																				第5項 建築物・住宅応急対策									
																				第6項 農林関係応急対策									
																		●		第7項 応急教育等									
●										●										第8項 文化財災害応急対策									
														●						第9項 廃棄物の処理等									
															●					第10項 行方不明者の捜索及び遺体の処置・埋火葬等									
																	●			第11項 ボランティア等の自発的支援の受入れ									
																		●		第12項 社会秩序の維持									
																			●	第13項 愛玩動物の収容対策									
																				第4節 警戒宣言発令時の対応									
																				第1項 警戒宣言が発令されたときの基本方針									
																				第2項 警戒宣言情報等の収集・伝達									
																				第3項 警戒体制									
																				第4項 住民等への広報									
																				第1節 応急活動実施体制の確立									
																				第1項 防災組織									
																				第2項 組織体制									
																				第3項 配備・動員体制									
																				第2節 災害警戒期の活動									
																				第1項 気象予報等の収集・伝達									
																				第2項 水防活動									
																				第3項 土砂災害等警戒活動									
											●	●		●	●					第4項 避難誘導									
																				第3節 初期期の応急活動									
																				第1項 情報の収集・伝達									
																				第2項 災害広報・広聴対策									
																				第3項 広域応援等の要請・受入れ									
																				第4項 自衛隊災害派遣の要請要求・受入れ									
																				第5項 災害救助法の適用									
																				第6項 要配慮者の支援									
											●	●	●							第7項 指定避難所の開設・運営									

第3章 地震災害応急対策計画

第4章 風水害等災害応急対策計画

災害応急対策計画・南海トラフ地震防災対策推進計画			高取町										国				
	災害対策本部の部、関係機関	頁	本部事務局	総務班	救護厚生班			環境衛生班	施設資材班	教育委員会	各班、関係各班、各課、関係各課	奈良県広域消防連合	奈良県広域消防組合高市消防署	高取町消防団	橿原警察署	警察機関	自衛隊
			防災情報係	広報・庶務係	避難係	町営住宅係	教育総務係	社会教育係	環境衛生係	施設係	上下水道係						
第4章 風水害等災害応急対策計画	第8項 救助・救急活動	4-76		●									●	●	●		
	第9項 医療救護活動	4-78	●			●											
	第10項 二次災害の防止	4-81	●			●	●	●		●			●				
	第11項 緊急輸送活動	4-84	●	●						●							
	第12項 交通規制	4-87	●		●					●						●	
	第13項 帰宅困難者対策	4-90		●	●												
	第4節 応急復旧期の活動																
	第1項 緊急物資の供給	4-91	●		●	●					●						
	第2項 防疫・保健衛生活動	4-97	●		●												
	第3項 ライフラインの確保	4-100	●	●							●						
	第4項 交通の機能確保	4-112								●							
	第5項 建築物・住宅応急対策	4-114				●				●							
	第6項 農林関係応急対策	4-118		●						●							
	第7項 応急教育等	4-120					●				●						
	第8項 文化財災害応急対策	4-124						●									
	第9項 廃棄物の処理等	4-126	●						●								
	第10項 行方不明者の捜索及び遺体の処置・埋火葬等	4-130	●	●		●			●				●	●	●		●
	第11項 ボランティア等の自発的支援の受入れ	4-133	●		●	●											
	第12項 社会秩序の維持	4-136	●	●											●		
	第13項 愛玩動物の収容対策	4-137							●								
	第14項 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定	4-138	●														
	第5節 その他の災害応急対策																
	第1項 大規模火災対策	4-139											●	●			
	第2項 危険物等災害応急対策	4-145															
	第3項 原子力災害応急対策	4-146											●				
	第4項 突発重大事故災害等応急対策	4-148											●				
第5章 災害復旧・復興計画	第1節 被災者の生活の安定																
	第1項 罹災証明書等の発行等	5-1		●						●			●				
	第2項 被災者の生活確保	5-4									●						
	第2節 被災者の心身のケア																
	第1項 被災者生活再建窓口の開設	5-8		●													
	第2項 被災者健康維持活動	5-10				●											
	第3節 被災者の住まいの再建の支援																
	第1項 被災者生活再建支援金	5-12	●	●						●							
	第2項 住宅の確保	5-15	●			●				●							
	第4節 まちの復旧及び経済の振興対策																
	第1項 公共施設等の復旧	5-16										●					
	第2項 激甚災害の指定	5-19	●														
	第3項 被災中小企業の振興	5-24		●													
	第4項 被災農林業者への融資	5-26		●													
	第5節 災害復旧・復興計画																
	第1項 災害復旧・復興方針の策定	5-27	●														
	第2項 災害復旧・復興計画の策定	5-29	●														
	第6節 特定大規模災害発生時の復興計画																
	第1項 復興対策本部及び復興基本方針等	5-31	●														
	第2項 特定大規模災害発生時における復興計画の作成	5-33										●					
	第3項 復興整備事業における各種特例措置	5-35	●									●					

関係機関																						災害応急対策計画・南海トラフ地震防災対策推進計画		
県				事業者等		管理者		地域の組織			自治会等	自治会	地元の自治会役員	避難支援者	各社福祉施設	高取町社会福祉協議会	農業協同組合	学校園長	飼養者	近畿日本鉄道株式会社	日本郵便株式会社	関係機関	災害対策本部の部、関係機関	
県	県教育委員会	奈良労働局	公共職業安定所	中和保健所	電力、ガス各事業者	ライフライン事業者	事業者等	道路管理者	鉄道施設管理者	文化財所有者・管理者	施設管理者	自主防災組織	自治会	地元の自治会役員	避難支援者	各社福祉施設	高取町社会福祉協議会	農業協同組合	学校園長	飼養者	近畿日本鉄道株式会社	日本郵便株式会社	関係機関	災害対策本部の部、関係機関
																								●：主担当
																								第8項 救助・救急活動
																								第9項 医療救護活動
●					●						●													第10項 二次災害の防止
								●																第11項 緊急輸送活動
								●																第12項 交通規制
							●																	第13項 帰宅困難者対策
																							第4節 応急復旧期の活動	
												●	●											第1項 緊急物資の供給
				●																				第2項 防疫・保健衛生活動
						●																		第3項 ライフラインの確保
								●	●															第4項 交通の機能確保
																								第5項 建築物・住宅応急対策
																				●				第6項 農林関係応急対策
	●									●														第7項 応急教育等
																								第8項 文化財災害応急対策
																								第9項 廃棄物の処理等
														●										第10項 行方不明者の捜索及び遺体の処置・埋火葬等
																	●							第11項 ボランティア等の自発的支援の受入れ
																								第12項 社会秩序の維持
																				●				第13項 愛玩動物の収容対策
																								第14項 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定
																							第5節 その他の災害応急対策	
																								第1項 大規模火災対策
																								第2項 危険物等災害応急対策
																								第3項 原子力災害応急対策
																								第4項 突発重大事故災害等応急対策
																							第1節 被災者の生活の安定	
																								第1項 罹災証明書等の発行等
			●																			●		第2項 被災者の生活確保
																							第2節 被災者の心身のケア	
																								第1項 被災者生活再建窓口の開設
																								第2項 被災者健康維持活動
																							第3節 被災者の住まいの再建の支援	
																								第1項 被災者生活再建支援金
●																								第2項 住宅の確保
																							第4節 まちの復旧及び経済の振興対策	
																								第1項 公共施設等の復旧
																								第2項 激甚災害の指定
																								第3項 被災中小企業の振興
																								第4項 被災農林業者への融資
																							第5節 災害復旧・復興計画	
●																								第1項 災害復旧・復興方針の策定
																								第2項 災害復旧・復興計画の策定
																							第6節 特定大規模災害発生時の復興計画	
																								第1項 復興対策本部及び復興基本方針等
																								第2項 特定大規模災害発生時における復興計画の作成
																								第3項 復興整備事業における各種特例措置

災害応急対策計画・南海トラフ地震防災対策推進計画			高取町										国				
災害対策本部の部、関係機関 ●：主担当		頁	本部事務局	総務班	救護厚生班	環境衛生班	施設資材班	教育委員会	各班、関係各班、各課、関係各課	奈良県広域消防連合	奈良県広域消防組合高市消防署	高取町消防団	橿原警察署	警察機関	自衛隊		
			防災情報係	広報・庶務係	避難係	町営住宅係	教育総務係	社会教育係	環境衛生係	施設係	上下水道係						

第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画	第1節 総則																
	第1項 推進計画の目的	6-1															
	第2項 計画の基本方針	6-2															
	第3項 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	6-3															
	第2節 関係者との連携協力の確保																
	第1項 資機材、人員等の配備手配	6-4	●	●	●					●							
	第2項 他機関に対する応援要請	6-6	●														
	第3節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項																
	第1項 避難指示の発令基準	6-7	●														
	第2項 避難対策等	6-10	●		●		●	●					●	●	●		
	第3項 消防機関等の活動	6-13											●	●			
	第4項 ライフライン関係	6-14	●	●						●							
	第5項 交通関係	6-18								●					●		
	第6項 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策	6-19										●					
	第7項 迅速な救助	6-21		●									●	●			
	第8項 帰宅困難者への対応	6-22			●	●											
	第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等																
	第1項 南海トラフ地震臨時情報発表時の組織体制	6-23										●					
	第2項 南海トラフ地震臨時情報発表時の周知及び情報収集	6-24										●					
	第3項 災害応急対策をとるべき期間等	6-25										●					
	第4項 避難対策等その他対策	6-26										●					
	第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画																
	第1項 建築物、建造物等の耐震化・不燃化	6-27										●					
	第2項 避難場所・避難経路の整備	6-29										●					
	第3項 土砂災害予防施設	6-30										●					
	第4項 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設	6-31										●					
	第5項 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備	6-32										●					
	第6項 通信施設の整備	6-33										●					
	第7項 地震防災上緊急に整備すべき施設の整備計画	6-34															

災害応急対策計画・南海トラフ地震防災対策推進計画			高取町												国				
通常時の課等 ●：主担当	頁	総務課	総合政策課	税務課	住民課	福祉課	健康センター	地域包括支援センター	まちづくり課	事業課	管理課	教育委員会	各班、関係各班、各課、関係各課	奈良県広域消防連合	奈良県広域消防組合高市消防署	高取町消防団	橿原警察署	警察機関	自衛隊
第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画	第6節 防災訓練計画	6-35	●										●		●	●			
	第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	6-36	●										●		●	●			
	第8節 地域防災力の向上に関する計画	6-39	●										●		●	●			

第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画

1 災害対策本部関係

1－1 高取町災害対策本部条例

昭和 38 年 6 月 7 日

条例第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 7 項の規定に基づき、高取町災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する、

2 災害対策本部副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌握する。

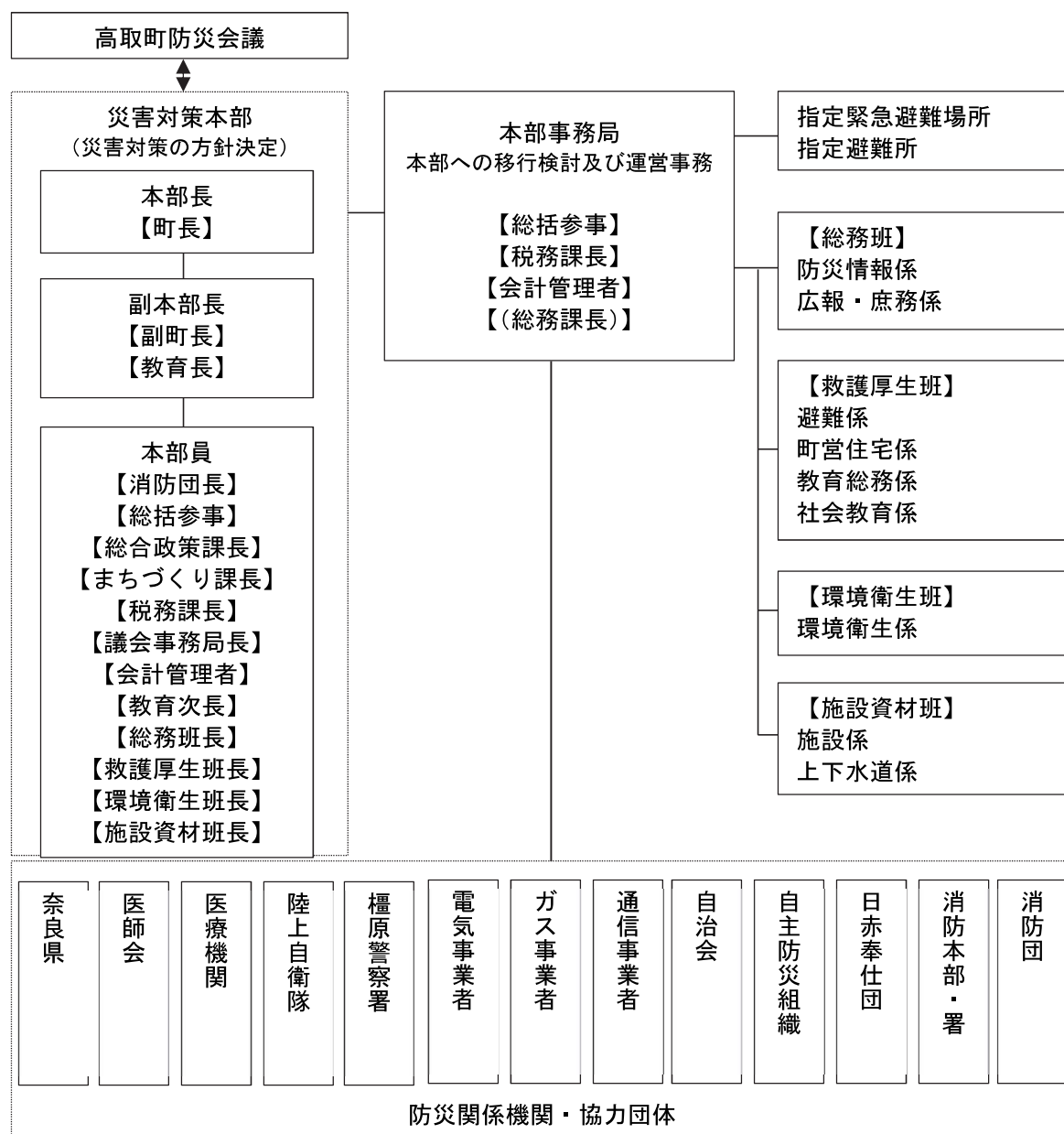
(雑則)

第 4 条 この条例が定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 7 月 1 日から施行する。

1－2 災害対策本部組織図



1－3 災害対策本部会議の構成及び協議事項

本部会議の構成	職 名	構 成 員
	本部長	町長
	副本部長	副町長、教育長
	本部員	消防団長、総括参事、総合政策課長、まちづくり課長、税務課長、議会事務局長、会計管理者、教育次長、総務班長、救護厚生班長、環境衛生班長、施設資材班長 その他本部長が指名する者
	本部事務局	総括参事、税務課長、会計管理者、(総務課長)
本部会議における協議事項	・災害応急対策の基本方針に関すること。 ・動員配備体制に関すること。 ・各班間の調整事項に関すること。 ・避難指示及び警戒区域の設定に関すること。 ・自衛隊災害派遣依頼に関すること。 ・他市町村への応援要請に関すること。 ・国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・災害救助法適用要請に関すること。 ・激甚災害の指定の要請に関すること。 ・その他災害応急対策の実施及び調整に関すること。	

1-4 高取町災害対策本部の担当課一覧

災害対策本部	本部長：町長 副本部長：副町長、教育長 本部員：消防団長、総括参事、総合政策課長、まちづくり課長、税務課長 議会事務局長、会計管理者、教育次長 （班長）：総務班長（総務課長）、救護厚生班長（福祉課長） 環境衛生班長（住民課長）、施設資材班長（事業課長）
本部事務局	総括参事、税務課長、会計管理者、税務課、会計室、（総務課長）

班 名	係 名	担 当 課 名
総務班 （班長 総務課長）	防災情報係	総務課、議会事務局
	広報・庶務係	総合政策課
救護厚生班 （班長 福祉課長）	避難係	福祉課、保健センター、地域包括支援センター、 教育委員会
	町営住宅係	事業課
	教育総務係	教育委員会
	社会教育係	教育委員会
環境衛生班 （班長 住民課長）	環境衛生係	住民課
施設資材班 （班長 事業課長）	施設係	まちづくり課、事業課
	上下水道係	事業課

1-5 配備体制区分表

1. 地震災害配備体制

■配備体制表【災害警戒体制】

	動員区分	状況	内容	指定職員
災害警戒体制	1号動員 約13名	1. 町域で震度4の地震が発生したとき。	必要最小限の所要人数をもって災害に対する警戒体制をとる。地震情報、災害情報の収集整理、関係機関との連絡調整等を行うとともに、現地パトロールを行う。 必要に応じて指定緊急避難場所を開設する。	町長、副町長、教育長の内、いずれか1名以上 総務課：4名 まちづくり課：2名 事業課：4名 総合政策課：1名 奈良県広域消防組合高市消防署
	2号動員 約32名	1. 町域で震度5弱の地震が発生したとき。 2. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の報を受けたとき。	町域に地震が発生し又は小災害が発生した場合に対処し得る体制をとる。引き続き、地震情報、災害情報の収集整理を行うとともに、現地パトロールを行う。 必要に応じて指定緊急避難場所を開設する。	町長、副町長、教育長の内、いずれか1名以上 総務課：6名 総合政策課：2名 税務課：2名 住民課：2名 福祉課：2名 保健センター：1名 地域包括支援センター：1名 まちづくり課：3名 事業課：6名 会計室：1名 議会事務局：1名 教育委員会：3名 奈良県広域消防組合高市消防署

■配備体制表【災害対策本部】

	動員区分	状況	内容	指定職員
災害対策本部体制	3号動員 約52名	1. 町域で震度5強の地震が発生したとき。 2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の報を受けたとき。	相当規模の災害が発生した場合に対処し得る体制をとる。所要人数をもって災害対策本部を設置し、完全な活動のできる体制をとる。 指定緊急避難場所を開設する。 必要に応じて、指定避難所を開設する。	本部長（町長） 副本部長（副町長、教育長） （本部事務局）税務課：4名 会計室：1名 （総務班）総務課：9名 総合政策課：3名 議会事務局：1名 （救護厚生班）福祉課：4名 保健センター：1名 地域包括支援センター：1名 教育委員会：7名 （幼稚園含む） （環境衛生班）住民課：4名 （施設資材班）事業課：9名 まちづくり課：5名 ※動員人数は、状況に応じて変更する場合がある。
	4号動員 全職員	1. 町域で震度6弱以上の地震が発生したとき。 2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の報を受けたとき。	大規模の災害が発生した場合に対処し得る体制をとる。全職員をもって災害対策本部を設置し、完全な活動のできる体制をとる。 指定緊急避難場所、指定避難所を開設する。	全職員

2. 風水害等災害配備体制

■配備体制表【災害警戒体制】

	動員区分	状況	内容	指定職員
災害警戒体制	1号動員 約13名	1. 大雨又は暴風警報等が発表されたとき、又は予想されるとき。 2. 台風が本土に接近し、近畿地方を通過するおそれがあるとき。	必要最小限の所要人数をもって災害に対する警戒体制をとる。気象情報、災害情報の収集整理、関係機関との連絡調整等を行うとともに、現地パトロールを行う。 必要に応じて指定緊急避難場所を開設する。	町長、副町長、教育長の内、いずれか1名以上 総務課：4名 まちづくり課：2名 事業課：4名 総合政策課：1名 奈良県広域消防組合高市消防署
	2号動員 約32名	1. 小災害が発生したとき、又は発生することが予想されるとき。	町域に災害が発生し又は小災害が発生した場合に対処し得る体制をとる。引き続き、気象情報、災害情報の収集整理を行うとともに、現地パトロールを行う。 必要に応じて指定緊急避難場所を開設する。	町長、副町長、教育長の内、いずれか1名以上 総務課：6名 総合政策課：2名 税務課：2名 住民課：2名 福祉課：2名 保健センター：1名 地域包括支援センター：1名 まちづくり課：3名 事業課：6名 会計室：1名 議会事務局：1名 教育委員会：3名 奈良県広域消防組合高市消防署

■配備体制表【災害対策本部】

	動員区分	状況	内容	指定職員
災害対策本部体制	3号動員 約52名	1. 相当規模の災害が発生したとき、又は発生することが予想されるとき。 2. 小規模な災害が数箇所が発生したとき。	相当規模の災害が発生した場合に対処し得る体制をとる。所要人数をもって災害対策本部を設置し、完全な活動のできる体制をとる。 指定緊急避難場所を開設する。必要に応じて、指定緊急避難場所から指定避難所に移行する。	本部長（町長） 副本部長（副町長、教育長） （本部事務局）税務課：4名 会計室：1名 （総務班）総務課：9名 総合政策課：3名 議会事務局：1名 （救護厚生班）福祉課：4名 保健センター：1名 地域包括支援センター：1名 教育委員会：7名 （幼稚園含む） （環境衛生班）住民課：4名 （施設資材班）事業課：9名 まちづくり課：5名 ※動員人数は、状況に応じて変更する場合がある。
	4号動員 全職員	1. 大規模な災害が発生したとき、又は発生することが予想されるとき。 2. 暴風又は大雨その他にかかる特別警報が発表されたとき。	大規模の災害が発生した場合に対処し得る体制をとる。全職員をもって災害対策本部を設置し、完全な活動のできる体制をとる。 指定緊急避難場所から指定避難所に移行する。又は指定避難所を開設する。	全職員

1-6 高取町災害対策本部の編成及び事務分掌

1. 高取町災害対策本部の編成及び事務分掌（地震災害）

担当部署名		事務分掌	
〔班名〕 ○責任者	〔係名〕 ○責任者	主な内容	具体的な事務分掌
〔災害対策本部〕 ○本部長 町長 副本部長 副町長 教育長 本部員 消防団長 総括参事 総合政策課長 まちづくり課長 税務課長 議会事務局長 会計管理者 教育次長 （班長）（総務班長） （救護厚生班長） （環境衛生班長） （施設資材班長）		災害対策本部の設置等	1 災害対策本部の設置及び解散 2 本部事務局、班の設置 3 災害対策本部の招集 4 職員の招集、解散
		応援要請	5 県、他市町村、防災関係機関・協力団体等への 応援要請 6 自衛隊の災害派遣要請（県を通じて） 7 応急救助のための労働者の確保（県を通じて）
		避難指示等	8 避難指示等の実施 9 広域避難、広域一時滞在の実施
		災害救助法	10 大規模災害情報（災害救助法適用の判断に必要な基 礎資料）の県への報告（総務班と連携協力） 11 災害救助法の適用申請
〔本部事務局〕 ○総括参事 税務課長 会計管理者 （総務課長）		連絡調整	12 総務班との連携 13 災害対策本部及び各班との連絡調整 14 防災関係機関・協力団体との連絡調整 15 災害に関する議会との連絡
		経理	16 災害応急対策関係経費の支払い 17 災害に関する予算措置 18 義援金の受付・保管 19 町税の減免等の対応
		人員確保	20 応援要員の確保 21 人員の調整
〔総務班〕 ○班長 総務課長	〔防災情報係〕 ○議会事務局長	情報の収集	1 気象予警報等の受理 2 職員の出勤状況の把握及び記録 3 早期災害情報の収集 4 被害状況調査結果及び災害情報等の分析・とりまとめ 5 他市町村との情報交換 6 各班の応急対策実施状況の把握
		情報の伝達	7 気象予警報等の伝達 8 防災行政無線の運用 9 通信施設の状況把握 10 災害時優先電話等災害用有線施設の活用 11 災害概況速報（早期災害情報）、被害状況速報 （被害状況調査結果）等被害状況の県への報告 12 応急対策実施状況の県への報告
		自衛隊等 応援の受入れ	13 自衛隊の受入れ体制の準備 14 他都市等からの応援の受入れ及び受援の統括
		消防・水防	15 奈良県広域消防組合高市消防署との連絡 16 消防用資機材の調達 17 消防活動の支援 18 水防情報の収集及び県、防災関係機関への周知 19 水防用資機材の調達

担当部署名		事務分掌	
〔班名〕 ○責任者	〔係名〕 ○責任者	主な内容	具体的な事務分掌
			20水防活動の支援 21防災関係機関等への通報 22消防団との連絡 23県消防防災ヘリコプターの受入れ
		相談窓口・ 安否情報	24自治会、自主防災組織との連絡 25住民相談窓口の設置と公聴活動 26安否情報の提供
		帰宅困難者 対策	27帰宅困難者・観光客等の支援
		庶務	28被害状況の記録 29動員職員等の公務災害 30災害対応職員の食料等の確保
		罹災証明書	31罹災証明書の発行 32被災者台帳の作成
		車両の確保	33町保有車両の確保、民間保有車両の借上げ 34緊急通行車両等の事前届出 35各班への配車 36車両燃料の確保
		遺体の搜索	37遺体の搜索（警察と連携協力）
		被災者の生 活支援	38災害弔慰金等の支給 39被災者の生活確保・再建等の支援
	〔広報・庶務係〕 ○総合政策課長	広報	1 庁内広報 2 住民への広報活動 3 ボランティアの募集の広報 4 外国人・観光客・帰宅困難者等に対する広報 5 報道機関に対する発表 6 災害写真の撮影及び収集・整理 7 義援物資の募集の広報
〔救護厚生班〕 ○班長 福祉課長	〔避難係〕 ○福祉課長	避難	1 避難時における指示及び誘導 2 指定緊急避難場所・指定避難所の開設及び運営 3 指定緊急避難場所・指定避難所開設の公示と県への報告 4 避難者の移送及び転出 5 個別避難状況の把握
		物資の調 達・供給	6 食糧・生活必需品の調達及び供給 7 食糧・生活必需品の調達・供給状況の報告 8 炊出しの実施（学校給食センターと連携協力） 9 義援物資受付、保管、配分、指定避難所等への搬送
		ボランティ ア対策	10防災関係団体等へのボランティア確保の協力依頼 11災害ボランティアセンターの設置 12ボランティアの受入れ及び活動支援
		要配慮者 （避難行動 要支援者） 対策	13要配慮者への情報伝達（防災情報係と連携協力） 14避難行動要支援者（要配慮者）への避難誘導 15要配慮者の安否確認及び被災状況調査 16要配慮者が必要とする食糧・生活必需品の調達及び供給（物資供給係と連携）
		医療救護	17医療救護班の編成 18医療品、医療救護資機材の確保 19医療救護・助産活動の実施

担当部署名		事務分掌	
〔班名〕 ○責任者	〔係名〕 ○責任者	主な内容	具体的な事務分掌
			20救護所の開設 21負傷者の搬送 22医療施設の被害状況調査 23避難所におけるメンタルヘルスケア 24入浴サービスの実施
		遺体の搬送	25遺体の保存に必要な物品の調達 26遺体の搬送（広域火葬）
		防疫	27防疫班の編成 28防疫用資機材の調達 29防疫活動の実施 30感染症の対応 31防疫措置の報告
	〔町営住宅係〕 ○事業課長	町営住宅及び施設対策	1 町営住宅の応急修理 2 町営住宅の応急修理（借上げ可否の確認） 3 管理施設の被害状況調査と被災建築物応急危険度判定の実施 4 管理施設の応急復旧
	〔教育総務係〕 ○教育次長	教育対策	1 災害情報の収集と学校等への伝達 2 学校施設、児童・生徒等の被害状況調査 3 学校等に対する指定避難所開設の依頼 4 応急教育の実施 5 就学援助 6 学校等におけるメンタルヘルスケア（救護厚生班と連携協力）
	〔社会教育係〕 ○教育次長	社会教育施設等の応急対策	1 社会教育施設の被害状況調査 2 社会教育施設に対する指定避難所開設の依頼 3 文化財の被害状況調査と県教育委員会への通報
	〔環境衛生班〕 ○班長 住民課長	環境衛生	1 し尿、生活ごみ、がれきの収集・処理 2 仮設トイレの設置 3 廃棄物処理施設の被害状況調査 4 廃棄物処理施設の応急復旧
		遺体の処理・火葬	5 遺体の処理、火葬
		愛玩動物の保護	6 県の行う愛玩動物の保護・収容への協力
		仮置き場	7 仮置き場の設置・管理
〔施設資材班〕 ○班長 事業課長	〔施設係〕 ○まちづくり課長	道路等の応急対策	1 道路、橋梁、河川管理施設等の被害状況調査 2 道路、橋梁、河川管理施設等の応急復旧 3 復旧資機材の調達
		道路交通対策	4 近隣市町村との道路交通情報の連絡 5 交通規制の実施と迂回誘導 6 交通規制情報の周知（広報係と連携協力） 7 緊急輸送道路の確保 8 道路占用施設管理者との情報連絡
		一般建築物対策	9 一般建築物の被害状況調査と被災建築物応急危険度判定の実施 10 宅地被害状況調査と被災宅地危険度判定の実施 11 応急借り上げ住宅の供給 12 応急仮設住宅の建設（災害救助法が不適用の場合）

担当部署名		事務分掌	
〔班名〕 ○責任者	〔係名〕 ○責任者	主な内容	具体的な事務分掌
			13応急仮設住宅への入居選定 14建設資材の調達（災害救助法が不適用の場合）
		ため池対策	15ため池管理者との連絡調整
		農林業対策	16農林業の被害状況調査 17農林業施設の応急対策
	〔上下水道係〕 ○事業課長	応急給水	1 給水資機材の確保 2 給水活動の実施
		水道施設の 応急対策	3 水道施設の被害状況調査 4 水道施設の復旧資機材の調達及び応急復旧
		下水道施設の 応急対策	5 下水道施設の被害状況調査 6 下水道施設の復旧資機材の調達及び応急復旧
		応急給水及 び水道施 設・下水道 施設に係る 共通の応急 対策	7 各班の応急対策実施状況の把握 8 防災関係機関等への通報 9 消防団との連絡 10自治会、自主防災組織との連絡 11被害状況の記録 12管理施設の被害状況調査と被災建築物応急危険 度判定の実施 13県、他市町村、防災関係機関・協力団体等への 応援要請 14応急対策実施状況の県への報告 15応援要員の確保 16被害状況調査結果及び災害情報等の分析・とり まとめ 17人員の調整 18道路占用施設管理者との情報連絡 19町保有車両の確保、民間保有車両の借上げ 20災害写真の撮影及び収集・整理 21復旧資機材の調達 22管理施設の応急復旧 23他市町村との情報交換 24災害に関する予算措置

2. 高取町災害対策本部の編成及び事務分掌（風水害等災害）

担当部署名		事務分掌	
〔班名〕 ○責任者	〔係名〕 ○責任者	主な内容	具体的な事務分掌
〔災害対策本部〕 ○本部長 町長 副本部長 副町長 本部員 教育長 消防団長 総括参事 総合政策課長 まちづくり課長 税務課長 議会事務局長		災害対策本 部の設置等	1 災害対策本部の設置及び解散 2 本部事務局、班の設置 3 防災会議の招集 4 職員の招集、解散
		応援要請	5 県、他市町村、防災関係機関・協力団体等への 応援要請 6 自衛隊の災害派遣要請（県を通じて） 7 応急救助のための労働者の確保（県を通じて）
		避難指示等	8 避難指示等の実施 9 広域避難、広域一時滞在の実施

担当部署名		事務分掌	
〔班名〕 ○責任者	〔係名〕 ○責任者	主な内容	具体的な事務分掌
会計管理者 教育次長 (班長) (総務班長) (救護厚生班長) (環境衛生班長) (施設資材班長)	〔本部事務局〕 ○総括参事 税務課長 会計管理者 (総務課長)	災害救助法	10大規模災害情報（災害救助法適用の判断に必要な基礎資料）の県への報告（総務班と連携協力） 11災害救助法の適用申請
		連絡調整	12総務班との連携 13災害対策本部及び各班との連絡調整 14防災関係機関・協力団体との連絡調整 15災害に関する議会との連絡
		経理	16災害応急対策関係経費の支払い 17災害に関する予算措置 18義援金の受付・保管 19町税の減免等の対応
〔総務班〕 ○班長 総務課長	〔防災情報係〕 ○議会事務局長	人員確保	20応援要員の確保 21人員の調整
		情報の収集	1 気象予警報等の受理 2 職員の出勤状況の把握及び記録 3 早期災害情報の収集 4 被害状況調査結果及び災害情報等の分析・とりまとめ 5 他市町村との情報交換 6 各班の応急対策実施状況の把握
		情報の伝達	7 気象予警報等の伝達 8 防災行政無線の運用 9 通信施設の状況把握 10災害時優先電話等災害用有線施設の活用 11災害概況速報（早期災害情報）、被害状況速報（被害状況調査結果）等被害状況の県への報告 12応急対策実施状況の県への報告
		自衛隊等応援の受入れ	13自衛隊の受入れ体制の準備 14他都市等からの応援の受入れ及び受援の統括
		消防・水防	15奈良県広域消防組合高市消防署との連絡 16消防用資機材の調達 17消防活動の支援 18水防情報の収集及び県、防災関係機関への周知 19水防用資機材の調達 20水防活動の支援 21防災関係機関等への通報 22消防団との連絡 23県消防防災ヘリコプターの受入れ
		相談窓口・安否情報	24自治会、自主防災組織との連絡 25住民相談窓口の設置と公聴活動 26安否情報の提供
		帰宅困難者対策	27帰宅困難者・観光客等の支援
		庶務	28被害状況の記録 29動員職員等の公務災害 30災害対応職員の食料等の確保
		罹災証明書	31罹災証明書の発行

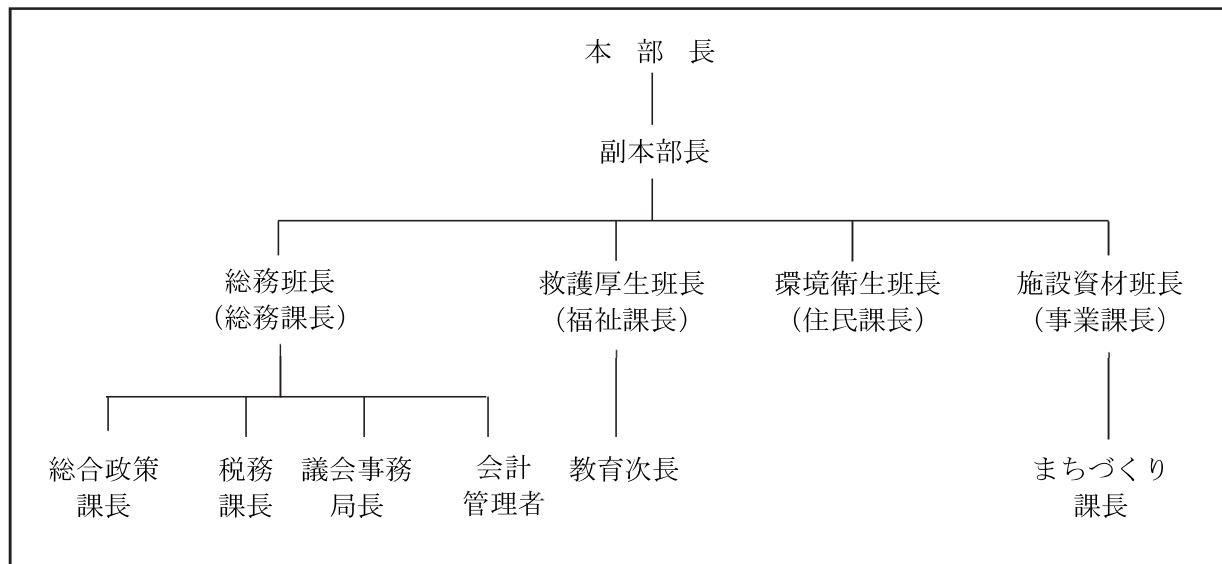
担当部署名		事務分掌	
〔班名〕 ○責任者	〔係名〕 ○責任者	主な内容	具体的な事務分掌
			32被災者台帳の作成
		車両の確保	33町保有車両の確保、民間保有車両の借上げ 34緊急通行車両等の事前届出 35各班への配車 36車両燃料の確保
		遺体の搜索	37遺体の搜索（警察と連携協力）
		被災者の生活支援	38災害弔慰金等の支給 39被災者の生活確保・再建等の支援
	〔広報・庶務係〕 ○総合政策課長	広報	1 庁内広報 2 住民への広報活動 3 ボランティアの募集の広報 4 外国人・観光客・帰宅困難者等に対する広報 5 報道機関に対する発表 6 災害写真の撮影及び収集・整理 7 義援物資の募集の広報
〔救護厚生班〕 ○班長 福祉課長	〔避難係〕 ○福祉課長	避難	1 避難時における指示及び誘導 2 指定緊急避難場所・指定避難所の開設及び運営 3 指定緊急避難場所・指定避難所開設の公示と県への報告 4 避難者の移送及び転出 5 個別避難状況の把握
		物資の調達・供給	6 食糧・生活必需品の調達及び供給 7 食糧・生活必需品の調達・供給状況の報告 8 炊出しの実施（学校給食センターと連携協力） 9 義援物資受付、保管、配分、指定避難所等への搬送
		ボランティア対策	10防災関係団体等へのボランティア確保の協力依頼 11災害ボランティアセンターの設置 12ボランティアの受入れ及び活動支援
		要配慮者（避難行動要支援者）対策	13要配慮者への情報伝達（防災情報係と連携協力） 14避難行動要支援者（要配慮者）への避難誘導 15要配慮者の安否確認及び被災状況調査 16要配慮者が必要とする食糧・生活必需品の調達及び供給（物資供給係と連携）
		医療救護	17医療救護班の編成 18医療品、医療救護資機材の確保 19医療救護・助産活動の実施 20救護所の開設 21負傷者の搬送 22医療施設の被害状況調査 23避難所におけるメンタルヘルスケア 24入浴サービスの実施
		遺体の搬送	25遺体の保存に必要な物品の調達 26遺体の搬送（広域火葬）
		防疫	27防疫班の編成 28防疫用資機材の調達 29防疫活動の実施 30感染症の対応 31防疫措置の報告
	〔町営住宅係〕	町営住宅及	1 町営住宅の応急修理

担当部署名		事務分掌	
〔班名〕 ○責任者	〔係名〕 ○責任者	主な内容	具体的な事務分掌
	○事業課長	び施設対策	2 町営住宅の応急修理（借上げ可否の確認） 3 管理施設の被害状況調査と被災建築物応急危険度判定の実施 4 管理施設の応急復旧
	〔教育総務係〕 ○教育次長	教育対策	1 災害情報の収集と学校等への伝達 2 学校施設、児童・生徒等の被害状況調査 3 学校等に対する指定避難所開設の依頼 4 応急教育の実施 5 就学援助 6 学校等におけるメンタルヘルスケア（救護厚生班と連携協力）
	〔社会教育係〕 ○教育次長	社会教育施設等の応急対策	1 社会教育施設の被害状況調査 2 社会教育施設に対する指定避難所開設の依頼 3 文化財の被害状況調査と県教育委員会への通報
〔環境衛生班〕 ○班長 住民課長	〔環境衛生係〕 ○住民課長	環境衛生	1 し尿、生活ごみ、がれきの収集・処理 2 仮設トイレの設置 3 廃棄物処理施設の被害状況調査 4 廃棄物処理施設の応急復旧
		遺体の処理・火葬	5 遺体の処理、火葬
		愛玩動物の保護	6 県の行う愛玩動物の保護・収容への協力
		仮置き場	7 仮置き場の設置・管理
〔施設資材班〕 ○班長 事業課長	〔施設係〕 ○まちづくり課長	道路等の応急対策	1 道路、橋梁、河川管理施設等の被害状況調査 2 道路、橋梁、河川管理施設等の応急復旧 3 復旧資機材の調達
		道路交通対策	4 近隣市町村との道路交通情報の連絡 5 交通規制の実施と迂回誘導 6 交通規制情報の周知（広報係と連携協力） 7 緊急輸送道路の確保 8 道路占用施設管理者との情報連絡
		一般建築物対策	9 一般建築物の被害状況調査と被災建築物応急危険度判定の実施 10 宅地被害状況調査と被災宅地危険度判定の実施 11 応急借り上げ住宅の供給 12 応急仮設住宅の建設（災害救助法が不適用の場合） 13 応急仮設住宅への入居選定 14 建設資材の調達（災害救助法が不適用の場合）
		ため池対策	15 ため池管理者との連絡調整
		農林業対策	16 農林業の被害状況調査 17 農林業施設の応急対策
	〔上下水道係〕 ○事業課長	応急給水	1 給水資機材の確保 2 給水活動の実施
		水道施設の応急対策	3 水道施設の被害状況調査 4 水道施設の復旧資機材の調達及び応急復旧
		下水道施設の応急対策	5 下水道施設の被害状況調査 6 下水道施設の復旧資機材の調達及び応急復旧
		応急給水及び水道施設	7 各班の応急対策実施状況の把握 8 防災関係機関等への通報

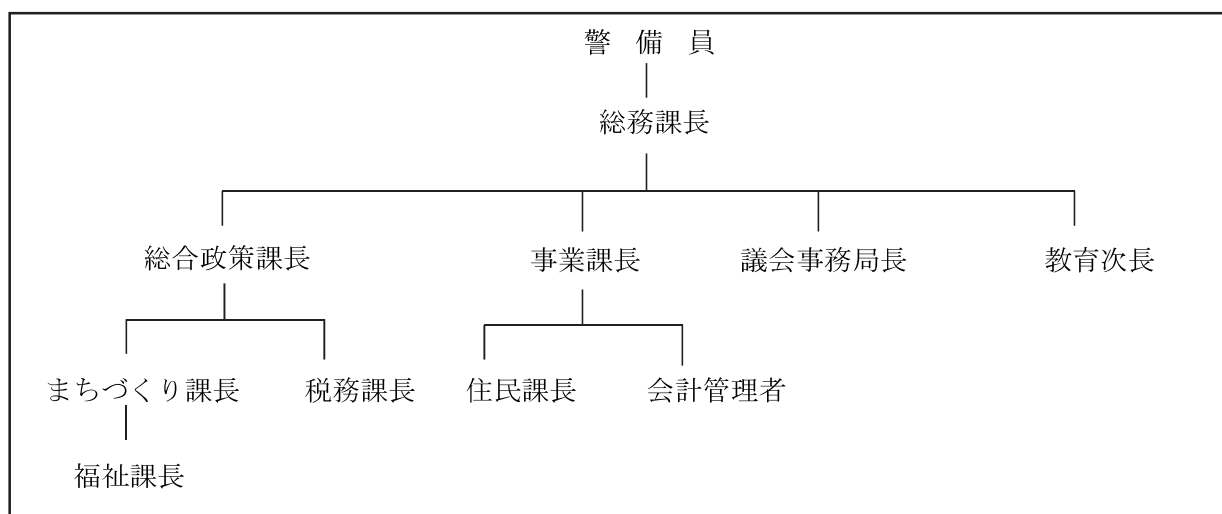
担当部署名		事務分掌	
〔班名〕 ○責任者	〔係名〕 ○責任者	主な内容	具体的な事務分掌
		設・下水道 施設に係る 共通の応急 対策	9 消防団との連絡 10 自治会、自主防災組織との連絡 11 被害状況の記録 12 管理施設の被害状況調査と被災建築物応急危険 度判定の実施 13 県、他市町村、防災関係機関・協力団体等への 応援要請 14 応急対策実施状況の県への報告 15 応援要員の確保 16 被害状況調査結果及び災害情報等の分析・とり まとめ 17 人員の調整 18 道路占用施設管理者との情報連絡 19 町保有車両の確保、民間保有車両の借上げ 20 災害写真の撮影及び収集・整理 21 復旧資機材の調達 22 管理施設の応急復旧 23 他市町村との情報交換 24 災害に関する予算措置

1－7 連絡系統図

■勤務時間内



■休日・勤務時間外



2 消防関係

2－1 消防力の現況

1. 危険物施設数

R4. 12. 31 現在

		施設 総数	製 造 所	貯 蔵 所							取 扱 書			
				屋 内	屋 外 タンク	屋 内 タンク	地下 タンク	簡易 タンク	移動 タンク	屋 外	給 油	第1 種販売	第2 種販売	一 般
高市署	高取町	25	0	6	1	2	9				2			5

出典：奈良県広域消防組合 令和4年消防統計

2. 消防自動車等現有数

	消防 ポンプ 自動車	水槽付消防 ポンプ自動車	化学消防 ポンプ自動車	救助 工作車	消防自動車 はしご付	救急 自動車	指揮 者	その他	合 計
高市消防署	1	1				1	1	2	6

出典：奈良県広域消防組合 令和4年消防統計

3 被害状況関係

3-1 災害概況即報（第4号様式（その1））

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名
災害名（第 報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村名 （消防本部名）	
報告者名	

災害の概況	発生場所						発生日時		年 月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床下浸水		棟
		うち 災害関連死者		人					半壊		棟	床上浸水		棟
		負傷者		人	軽傷		人		一部損壊		棟	未分類		棟
		119 番通報の件数												
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)							
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

(避難指示等の発令状況)

[illegible]

資-26

災害概況即報記入要領

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

3-2 被害状況即報（第4号様式（その2））

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

市町村名			区 分			被 害	
災 害 名	災害名		そ	田	流失・埋没	h a	
					冠 水	h a	
報告番号	第 報		の	畑	流失・埋没	h a	
	(月 日 時現在)				冠 水	h a	
報告者名			学 校	簡所			
				病 院	簡所		
			道 路	簡所			
区 分 被 害			橋 り よ う	簡所			
人 的 被 害	死 者	人	河 川	簡所			
	うち災害関連死者	人	港 湾	簡所			
	行 方 不 明 者	人	砂 防	簡所			
	負 傷 者	重 傷	人	清 掃 施 設	簡所		
		軽 傷	人	崖 く ず れ	簡所		
住 家 被 害	全 壊	棟	鉄 道 不 通	簡所			
		世帯	被 害 船 舶	隻			
		人	水 道	戸			
	半 壊	棟	電 話	回線			
		世帯	電 気	戸			
		人	ガ ス	戸			
	一 部 破 損	棟	ブ ロ ッ ク 塀 等	簡所			
		世帯	他				
		人					
	床 上 浸 水	棟					
		世帯					
		人					
床 下 浸 水	棟	り 災 世 帯 数	世帯				
	世帯	り 災 者 数	人				
	人	火 災 発 生	建 物	件			
非 住 家	公 共 の 建 物	棟	危 険 物	件			
	そ の 他	棟	そ の 他	件			

区 分		被 害	災害対策本部等の設置状況	都道府県	
公共文教施設	千円				
農林水産業施設	千円				
公共土木施設	千円				
その他の公共施設	千円				
小 計	千円				
公共施設被害市町村数	団体				
その他	農 産 被 害	千円	災害救助法適用市町村名	市町村	
	林 産 被 害	千円			
	畜 産 被 害	千円			
	水 産 被 害	千円			
	商 工 被 害	千円			
	そ の 他	千円			計
被 害 総 額		千円		119 番通報件数 件	
災害の概況					
応急対策の状況	消防機関の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)			
	自衛隊の災害派遣		その他		

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

3-3 被害報告基準

(災害報告取扱要領、令和5年5月消防庁第55号)

被害区分		判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟数	建造物の単位で1つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい付属物が付着している場合（同一棟でなくとも、同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）は、同一棟と見なす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	全壊・半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したものと及び土砂、竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
	非住家被害	住家以外の建物で、他の被害区分に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
田	公共建物	例えば役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
田	田の流失	田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため耕作が不能になったものとする。

畑の被害	埋没	る。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
	畑の冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
その他の被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法（昭和23 年法律第205 号）第1 条に規定する患者2 0 人以上の収容施設を有する病院とする。
	道路	道路法（昭和27 年法律第180 号）第2 条第1 項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39 年法律第167 号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床上その他の施設もしくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和25 年法律第218 号）第2 条第5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治30 年法律第29 号）第1 条に規定する砂防施設、同法第3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3 条の2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	崖くずれ	山崩れ及び崖崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。
	船舶被害	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水道	上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
	火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
	公立文教施設	公共の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26 年法律第97 号）による国庫負担の対象になる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。

農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚具、漁船等の被害とする。
商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

3-4 災害年報（第3号様式）

第3号様式 災害年報

市町村名

区分			災害名						計
発生年月日									
人的被害	死	者	人						
		うち 災害関連死	人						
	行方不明者		人						
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊		棟						
			世帯						
			人						
	半壊		棟						
			世帯						
			人						
	一部損壊		棟						
			世帯						
			人						
	床上浸水		棟						
			世帯						
			人						
	床下浸水		棟						
			世帯						
			人						
非住家	公共建物		棟						
	その他		棟						
その他の	田	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	畑	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	学校		箇所						
	病院		箇所						
	道路		箇所						
	橋りょう		箇所						
	河川		箇所						
	港湾		箇所						
	砂防		箇所						
	清掃施設		箇所						
	鉄道不通		箇所						
	被害船舶		隻						
	水道		戸						

災害名 発生年月日								計
区分								
電 話		回線						
電 気		戸						
ガ ス		戸						
その他	ブロック塀等	箇所						
火災発生	建物	件						
	危険物	件						
	その他	件						
り 災 世 帯 数		世帯						
り 災 者 数		人						
公 立 文 教 施 設		千円						
農 林 水 産 業 施 設		千円						
公 共 土 木 施 設		千円						
その他の公共施設		千円						
小 計		千円						
その他	農 産 被 害	千円						
	林 産 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
	そ の 他	千円						
被 害 総 額		千円						
市 町 村	設 置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
災害対策本部	解 散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
消 防 職 員 出 動 延 人 数			人	人	人	人	人	
消 防 団 員 出 動 延 人 数			人	人	人	人	人	

3-5 応急被災状況報告書

		令和 年 月 日	
応急被災状況報告書			
報告者 所属： _____		役職： _____ 氏名： _____	
情報入手方法： _____		情報入手時間： _____ 日 _____ 時 _____ 分	
報告場所		私見等	
報告要旨			
死傷者 死者 人 負傷者 人 不明 人 計 人			
住家 流失 棟 床上浸水 棟 床下浸水 棟 計 棟			
全焼 棟 半焼 棟 計 棟			
全壊 棟 半壊 棟 一部破損 棟 計 棟			
概要図			
建築物の全・半壊、道路・橋りょうの通行可否（車、オートバイ、徒歩）、人の死亡、行方不明、負傷・未救出等の被害の状況と、被害を受けていない場所の明示等を図示して下さい。			

3－6 被害状況調査書

令和 年 月 日									
被害状況調査書(人的被害・住家等の被害)									
報告者 所属 : 部 班 氏名 :									
調査場所(住所等)							調査日時		
被害 の 状 況	人的被害		住家等の被害						
	死者	人	全壊	棟	世帯	流失	棟	世帯	
	重傷者	人	半壊	棟	世帯	床上浸水	棟	世帯	
	軽傷者	人	全焼	棟	世帯	床下浸水	棟	世帯	
	行方不明者	人	半焼	棟	世帯	一部破損	棟	世帯	
	計	人				計	棟	世帯	
救急・救助活動の状況									
概要図(別途、住宅地図等を添付してもかまわない。) ・被害を受けた場所と被害を受けていない場所を明記すること。									

		令和 年 月 日	
被害状況調査書(公共施設・医療機関等)			
報告者 所属 :		部	氏名 :
施設名称		調査日時	
被害の状況			
応急対策活動の状況			
概要図 ・建築物の被害状況だけでなく、塀や柵、フェンス、高木等の倒壊の有無についても記載すること。 ・また、周辺の道路状況等を含め、当該施設へのアプローチの可否についても記載すること。			

被害状況調査報告書(人の被害)

氏名:

[illegible]

1. 死亡

2. 重傷

3. 輕傷

4. 行方不明

被害状況調査報告書(公共土木施設等)

報告者所屬:

部

班

氏名

[illegible]

3-8 参集途上における被災状況報告書

		月	日	時	分
所属			氏名		
参集ルート	例) 大字△△ → 大字〇〇 → 町役場				
参集手段	徒歩 ・ 自転車 ・ バイク ・ 自家用車 ・ その他 ()				
目撃した家屋・建物等の倒壊現場	有 ・ 無				
位置：1 例) 大字△△ 家屋倒壊（1棟） 大字〇〇 アパート倒壊 2 3					
目撃した火災現場	有 ・ 無				
位置：1 例) 大字△△（付近） 2 3					
道路通行に支障のあった箇所	有 ・ 無				
位置：1 例) 大字△△（付近） 2 3					
その他の被害情報					

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに 加算
全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1 世帯当たり50,000円以内	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内 （災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヵ月以内）	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800円 中学生生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 219,100円以内 小人（12歳未満） 175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり、3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1 体当たり 5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
	4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	精算する事務を行う期間以内	
		イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の以下の部分の金額については100分の4		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

3-10 障害物除去の状況

様式 17

障害物除去の状況

			市町村名		
整理番号	住家被害程度区分		除去に要した期間	実支出額	除去に要すべき状態の概要
			月 日～ 月 日	円	
計	半壊（焼）	世帯			
	床上浸水	世帯			

(注) 1 除去に際し、複数の業者が施工した場合はその旨を備考欄に記入すること。

4 輸送關係

4－1 緊急通行車両等確認申出書

別記様式第3(第6関係)

奈良県公安委員会 殿		年 月 日
緊急通行車両確認申出書		
申出者 住 所		
氏 名		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活 動 地 域		
車 両 の 使 用 者	住 所	() 局 番
	氏名又は名称	
緊 急 連 絡 先	住 所	() 局 番
	氏 名	
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

4－2 標章及び緊急通行車両確認証明書

「標章」



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事	印
		公安委員会	印
番号欄に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地
備 考			

備考：用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

4－3 規制除外車両事前届出書

別記様式第3（第3関係）

災害 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出書		災害 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出済証		第 号
奈良県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		左記のとおり事前届出を受けたことを証する		年 月 日
番号標に表 示されている番号	奈良県公安委員会 印			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	(注)			
住 所	1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの都道府県の本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。			
氏 名	2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て、再交付を受けてください。			
出 発 地	3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他規制除外車両としての必要性がなくなったとき。			
(注) この事前届出書を作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県の本部又は警察署に提出してください。				

4-4 町における自動車保有状況

令和5年11月時点

番号	管理課	登録番号	メーカー	種別	用途	形状	車名	年式
1	総務課	飛鳥 310 さ 205	トヨタ	普通	乗用	箱型	クラウンロイヤル	H26 年式
2	総務課	奈良 400 ち 3629	トヨタ	小型	貨物	バン	サクシード	H28 年式
3	総務課	奈良 800 さ 8016	日産	小型	特種	消防車	消防指令車	H18 年式
4	総務課	奈良 800 さ 1477	三菱	普通	特種	消防車	第1分団（ポンプ車）	H11 年式
5	総務課	奈良 800 さ 1478	三菱	普通	特種	消防車	第2分団（ポンプ車）	H11 年式
6	総務課	奈良 800 さ 353	トヨタ	普通	特種	消防車	第2分団消防積載車	H10 年式
7	丹生谷自警団	奈良 88 す 2793	トヨタ	普通	特種	消防車	丹生谷自警団（ポンプ車）	H5 年式
8	総合政策課	飛鳥 583 い 583	トヨタ	軽自動車	乗用	バン	ピクシスメガD	R4 年式
9	総務課	飛鳥 210 さ 684	三菱	普通	乗合	キャブオーバ	公用バス 24 人乗り	H16 年式
10	総務課	飛鳥 210 さ 1127	トヨタ	普通	乗合	キャブオーバ	公用バス 29 人乗り	H21 年式
11	総合政策課	飛鳥 583 あ 583	ダイハツ	軽自動車	乗用	箱型	タント	H23 年式
12	議会事務局	飛鳥 310 さ 2383	トヨタ	普通	乗用	ステーションワゴン	エスティマ	H27 年式
13	住民課	飛鳥 483 あ 456	ダイハツ	軽自動車	貨物	バン		H27 年式
14	住民課（環境事務所）	奈良 800 す 5786	三菱	普通	特種	塵芥車	パッカー車 1 号（特殊）	H30 年式
15	住民課（環境事務所）	飛鳥 800 さ 267	三菱	普通	特種	塵芥車	三菱	R05 年式
16	住民課（環境事務所）	奈良 800 す 4190	三菱	普通	特種	塵芥車	パッカー車 3 号（特殊）	H27 年式
17	住民課（環境事務所）	奈良 100 さ 3491	三菱	普通	貨物	ダンプ	普通 2t 貨物（ダンプ）	H13 年式
18	住民課（環境事務所）	奈良 40 ゆ 2904	ダイハツ	軽自動車	貨物	ダンプ	軽自動車貨物（ダンプ）	H10 年式
19	住民課（環境事務所）	奈良 480 せ 1129	ダイハツ	軽自動車	貨物	ダンプ	軽自動車貨物（ダンプ）	R02 年式
20	福祉課	奈良 483 か 2023	ダイハツ	軽自動車	貨物	バン		R05 年式
21	福祉課	飛鳥 583 あ 959	ダイハツ	軽自動車	乗用	箱型	ムーブ	H27 年式
22	保健センター	飛鳥 483 あ 2637	ダイハツ	軽自動車	貨物	バン		H15 年式
23	保健センター	飛鳥 483 あ 2805	三菱	軽自動車	貨物	バン		H15 年式
24	包括支援センター	奈良 480 く 7387	三菱	軽自動車	貨物	バン		H25 年式
26	包括支援センター	飛鳥 500 さ 3152	トヨタ	小型	乗用	ステーションワゴン	ノア	R03 年式
27	税務課	飛鳥 583 あ 958	ダイハツ	軽自動車	乗用	箱型	タント	H27 年式

28	事業課	飛鳥 583 あ 6624	ダイハツ	軽自動車	乗用	箱型	タント	H22 年式
29	事業課	飛鳥 810 す 4288	いすゞ	普通	特種	道路作業車		H27 年式
30	事業課	飛鳥 483 あ 9448	スズキ	軽自動車	貨物	ダンプ		H28 年式
31	事業課	飛鳥 483 あ 1885	ダイハツ	軽自動車	貨物	バン		H29 年式
32	事業課	飛鳥 410 さ 6380	トヨタ	小型	貨物	バン		H30 年式
33	事業課	飛鳥 583 あ 8425	スズキ	軽自動車	乗用	ステーションワゴン	ジムニー	R02 年式
34	事業課	飛鳥 483 い 1970	三菱	軽自動車	貨物	バン		R03 年式
35	まちづくり課	飛鳥 483 あ 4692	ダイハツ	軽自動車	貨物	キャブオーバー		H24 年式
36	まちづくり課	飛鳥 483 あ 455	ダイハツ	軽自動車	貨物	バン		H27 年式
37	教育委員会	奈良 480 く 8114	ダイハツ	軽自動車	貨物	バン		H25 年式
38	教育委員会	飛鳥 483 あ 1387	ダイハツ	軽自動車	貨物	キャブオーバー	ダンプ	H27 年式
39	教育委員会	飛鳥 483 あ 3715	三菱	軽自動車	貨物	バン	三菱	R04 年式
40	教育委員会	飛鳥 510 さ 7833	トヨタ	小型	乗用	ステーションワゴン	ヴォクシー	H29 年式
41	教育委員会（給食センター）	飛鳥 110 さ 6134	いすゞ	普通	貨物	バン		H23 年式

5 被害状況関係

5-1 医療機関名一覧

1. 医師会医療機関一覧

(令和4年9月現在)

番号	機関情報	住所	電話番号	診療科目	備考
1	医療法人 中川会 飛鳥病院	高市郡高取町与楽 1160	0744-52-3888	内科、精神科、神 経科、放射線科	
2	石川医院	高市郡高取町下土佐 331	0744-52-2008	皮膚科	
3	奥村胃腸科	高市郡高取町観覚寺 1481	0744-52-2300	内科、外科、放射 線科	
4	杉本医院	高市郡高取町寺崎 793	0745-63-2230	内科	
5	辰巳医院	高市郡高取町上土佐 39-2	0744-52-2023	内科、小児科	
6	つばさかクリニック	高市郡高取町清水谷 149-5	0744-52-4670	内科、皮膚科（毎 月 月曜日1回）	
7	へいせいたかとりク リニック	高市郡高取町兵庫 202	0744-48-3301	内科、整形外科、 リハビリテーショ ン科	

資料：橿原地区医師会医療機関一覧表

2. 歯科医師会医療機関一覧

(令和5年9月現在)

番号	機関情報	住所	電話番号	診療科目	備考
1	川西歯科クリニック	高市郡高取町下土佐 220-1	0744-56-1060	歯科、小児歯科、 矯正歯科	
2	島田歯科医院	高市郡高取町観覚寺 920	0744-52-2204	歯科	
3	辻歯科クリニック	高市郡高取町清水谷 311-1	0744-52-1022	歯科	
4	よしだ歯科医院	高市郡高取町市尾 953	0744-52-4618	歯科、小児歯科、 歯科口腔外科	

資料：橿原高市地区歯科医師会医療機関

5-2 指定文化財一覧

高取町指定文化財一覧

令和3年3月31日現在

番号	区分	種別	名称	員数	指定状況	指定年月日	所在地	所有者	管理等
1	国	建造物	南法華寺三重塔	1	重要文化財	明治39年4月14日	高取町大字壺阪	南法華寺	
2	国	建造物	南法華寺礼堂	1	重要文化財	昭和34年6月27日	高取町大字壺阪	南法華寺	
3	国	絵画	絹本着色一字金輪曼荼羅図	1	重要文化財	明治41年4月23日	高取町大字壺阪	南法華寺	奈良国立博物館
4	国	考古資料	鳳凰文甄	1	重要文化財	明治34年8月2日	高取町大字壺阪	南法華寺	奈良国立博物館
5	国	絵画	紺綾地金銀泥絵両界曼荼羅図	2	国宝	明治35年4月17日	高取町大字観覚寺	子嶋寺	奈良国立博物館
6	国	彫刻	木造十一面観音立像	1	重要文化財	昭和14年9月8日	高取町大字観覚寺	子嶋寺	東京国立博物館
7	国	史跡	高取城跡	1	史跡	昭和28年3月31日	高取町大字高取、上子島	林野庁、個人	奈良県
8	国	史跡	市尾墓山古墳・宮塚古墳	2	史跡	昭和56年3月31日	高取町大字市尾	文化庁、高取町、個人	高取町
9	国	史跡	与楽古墳群	3	史跡	平成25年3月27日	高取町大字与楽、寺崎	高取町	高取町
10	県	建造物	植村家長屋門	1	指定文化財	昭和35年7月28日	高取町大字下子島	個人	
11	県	建造物	光雲寺本堂	1	指定文化財	昭和63年3月22日	高取町大字越智	光雲寺	
12	県	絵画	紺地金銀泥両界曼荼羅図	2	指定文化財	平成26年3月28日	高取町大字壺阪	南法華寺	奈良国立博物館
13	県	有形民俗	ナモデ踊り絵馬	3	指定文化財	昭和57年3月12日	高取町大字下子島	小島神社、大字	
14	県	史跡	与楽罐子塚古墳（主要部は国指定）	1	指定文化財	昭和58年3月15日	高取町大字与楽	個人	高取町
15	町	考古資料	藤井イノヲク12号墳出土師器	1	指定文化財	平成14年3月29日	高取町大字藤井出土	高取町教育委員会	
16	町	石造物	猿石	1	指定文化財	平成14年3月29日	高取町大字上子島	個人	
17	町	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1	指定文化財	平成16年3月31日	高取町大字下土佐	光明寺	
18	町	彫刻	木造聖観音立像	1	指定文化財	平成16年3月31日	高取町大字下土佐	光明寺	
19	町	彫刻	地藏菩薩立像	1	指定文化財	令和3年3月31日	高取町大字谷田	大字谷田	